

担当課	健康福祉部 健康づくり課
担当者	参事 井上 真紀
電 話	0957-47-7876
F A X	0957-36-8900

雲仙市「睡眠・休養」標語コンクール表彰式の開催について

雲仙市では、市民の皆様の睡眠や休養に対する意識の向上を図るため実施した「睡眠・休養」標語コンクールの受賞作品を決定し、下記のとおり表彰式を執り行いますのでお知らせいたします。当日は受賞者へ表彰状および副賞の授与を行います。ぜひご取材くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 令和 8 年 1 0 月 3 日（土） 1 0 時～
2. 会 場 小浜体育館 ※ピンクリボンフェスタ in 雲仙 2026 会場
3. 表彰者 小学生の部・中学生の部・一般の部の各部門から「最優秀賞」1 名および「優秀賞」2 名
4. 式次第 (1) 開会
(2) 表彰状ならびに副賞授与（部門ごと：優秀賞 → 最優秀賞）
(3) 閉会
(4) 記念撮影
5. 主 催 雲仙市
6. そ の 他 当日は、会場内に「最優秀賞」「優秀賞」を含む各部門の入選作品 1 0 作品× 3 部門を展示します。
また、小浜体育館 1 0 月 4 日（日）～ 1 0 月 3 0 日（金）及び、愛の夢未来センター 1 0 月 5 日（月）～ 1 1 月 1 9 日（木）で掲示を予定しております。

雲仙市「睡眠・休養」標語コンクール作品募集要領

1. テーマ

睡眠・休養の大切さについて

2. 目的

日々の生活における十分な睡眠や余暇活動は、心身の健康に欠かせないものである。睡眠不足などの慢性化は、生活習慣病や精神疾患の発症リスクの上昇に繋がっているため、睡眠・余暇による「休養」が日常生活に適切に取り入れられた生活習慣を確立することが健康増進において重要である。

これらを踏まえて、心身の健康を保つために、十分な睡眠や休養をとることの重要性の周知・啓発を進めるために「睡眠・休養の大切さ」を訴える標語を募集し、広報活動で広く市民に周知していく。

3. 対象・応募資格・応募内容・締切

対 象	応募資格	応募内容	締 切
小学生の部	雲仙市民・ または 雲仙市の 小・中学校 に通ってい る人	標語 （一人1作品） ※必要事項（学校名・学年・氏名〔ふりがな〕を明記） ※市外の小・中学校に通っている人は、住所・電話番号も 明記	・市内の小・中学校に通っている人 令和8年9月4日(金)までに 学校へ提出 ・市外の小・中学校に通っている人 令和8年8月31日(月)
中学生の部			
一般の部 (高校生を含む)	雲仙市民で あること	標語 （一人1作品） ※必要事項（住所・電話番号・氏名〔ふりがな〕を明記）	令和8年8月31日(月)

※必要事項の記載のないものは無効とする。

※作品は未発表のものであることとする。なお、応募作品は原則として返却しない。

※小学生の部・中学生の部（市内）については、夏休み前に学校を通じて応募用紙を配布する。

4. 提出方法・提出先

所定の応募用紙に必要事項を記入し、各総合支所・総合窓口課（吾妻町）・健康づくり課（千々石町）の窓口へ持参、もしくはLogo フォームより直接応募。なお、市内の小・中学校に通っている人は、学校を通じて健康づくり課へ提出とする。

※市外の小・中学校に通っている人は、Logo フォームより直接応募。

5. 審査方法

健康づくり課内で各部門より10作品を選出。

10作品の中から、教育次長・健康福祉部長・健康づくり課長により各部門の最優秀賞・優秀賞を選出。

6. 選考基準

- （1）テーマ性 … 募集テーマを的確に捉えているか
- （2）表現性 … 誰が見ても一目で意味が伝わる、簡潔で親しみやすい表現か
- （3）独創性 … ありきたりな表現ではなく、独自の視点や発想、リズム感（5・7・5 など）があるか
- （4）部門適応度 … 各部門の年代の悩みに応じた内容になっているか

7. 入賞発表

受賞者については、小学生の部/中学生の部（市内の小・中学校に通っている人の場合）は学校へ連絡、市外の小・中学校に通っている人/一般の部は本人への電話連絡とする。

また、「広報うんぜん」および市ホームページに受賞作品および受賞者名を掲載し、小学生・中学生の部においては、学校名、学年も併せて掲載する。

8. 表 彰

○最優秀賞 小学生の部 / 中学生の部 / 一般の部 各1点 副賞：Quo カード 1,000 円分

○優秀賞 小学生の部 / 中学生の部 / 一般の部 各2点 副賞：Quo カード 500 円分

○入 賞 小学生の部 / 中学生の部 / 一般の部 各7点 副賞：粗品引換券

※最優秀賞・優秀賞については、表彰式を予定。（令和8年10月3日）

※入賞者については、粗品引換券を送付（表彰式と同日に会場で引換）

9. 作品の著作権は雲仙市に帰属し、市の広報活動などで幅広く活用するものとする。